

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 片山 達
【住所又は本店所在地】	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年1月17日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本ホスピスホールディングス株式会社
証券コード	7061
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所マザーズ

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	パシフィックミナトツージーピーリミテッド(Pacific Minato II GP, Ltd.)
住所又は本店所在地	Clifton House, 75 Fort Street, P.O. Box 1350, George Town, Grand Cayman KY1-1108, Cayman Islands
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 片山 達
電話番号	03-6775-1023

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成31年3月28日
訂正箇所	平成31年4月11日に提出しました大量保有報告書及び令和元年5月22日に提出しました訂正報告書に以下の誤りがありましたので、訂正します。 大量保有報告書及び上記訂正報告書に記載された提出者の住所の表記 上記訂正報告書をもって訂正した2[提出者に関する事項]中の訂正後の記載

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	パシフィックミナトツージーピーリミテッド(Pacific Minato II GP, Ltd.)
住所又は本店所在地	Clifton House, 75 Front Street, PO Box 1350, Gorge Town, Grand Cayman KY1-1108, Cayman Islands
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	パシフィックミナトツージーピーリミテッド(Pacific Minato II GP, Ltd.)

住所又は本店所在地	Clifton House, 75 Fort Street, P.O. Box 1350, George Town, Grand Cayman KY1-1108, Cayman Islands
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	小川春美
電話番号	03-6423-1126

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 片山 達
電話番号	03-6775-1023

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

パシフィックミナトツーエルピー(Pacific Minato II, L.P.)は、無限責任組合員であるパシフィックミナトツージーピーリミテッド(Pacific Minato II GP, Ltd.)の、投資事業有限責任組合である。

パシフィックミナトツーエルピー(Pacific Minato II, L.P.)は、平成31年3月18日に、野村証券株式会社との間で保有株57,400株について平成31年4月26日を期限とする株券等貸借取引に関する契約書を締結しています。また、提出者は、野村証券株式会社に対して、発行者の普通株式61,900株を上限として、平成31年4月24日までを行使期間とし、その所有する発行者の普通株式を追加的に取得する権利を付与しております。

パシフィックミナトツーエルピー(Pacific Minato II, L.P.)は、野村証券株式会社に対し、平成31年3月18日から平成31年6月25日までの期間中、野村証券株式会社への事前の書面による同意なしには保有株券等の売却等を行わない旨の書面を平成31年3月18日付けで差し入れております。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

パシフィックミナトツージーピーリミテッド(Pacific Minato II GP, Ltd.)は、投資事業有限責任組合であるパシフィックミナトツーエルピー(Pacific Minato II, L.P.)の無限責任組合員である。

パシフィックミナトツーエルピー(Pacific Minato II, L.P.)は、平成31年3月18日に、野村証券株式会社との間で保有株57,400株について平成31年4月26日を期限とする株券等貸借取引に関する契約書を締結しています。また、提出者は、野村証券株式会社に対して、発行者の普通株式61,900株を上限として、平成31年4月24日までを行使期間とし、その所有する発行者の普通株式を追加的に取得する権利を付与しております。

パシフィックミナトツーエルピー(Pacific Minato II, L.P.)は、野村証券株式会社に対し、平成31年3月18日から平成31年6月25日までの期間中、野村証券株式会社への事前の書面による同意なしには保有株券等の売却等を行わない旨の書面を平成31年3月18日付けで差し入れております。